

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第5号

1997年10月

目 次

書 評

政治・歴史・思想—デモクラシーと私的利害 —— 有 賀 弘	2
千葉眞『現代プロテスタンティズムの政治思想』、『アーレントと現代』 『ラディカル・デモクラシーの地平』	
批判的知性の稜線—————— 米 原 謙	6
飯田泰三『批判精神の航跡—近代日本精神史の一稜線』 加藤節『南原繁—近代日本と知識人』 A・E・バーシェイ『南原繁と長谷川如是閑—国家と知識人・丸山真男の二人の師』	
福田氏の批判に応える	
「尺度」(measure)は主要な(major)論点か—————— 大 澤 麦	11
「総括と結論」は「本論」から切り離せるか—————— 鈴 木 朝 生	13
CSPT1997年度年次大会に参加して—————— 中 野 勝 郎	15
会務報告	
理事会記録	16
1997年度会計報告	17
1998年度予算	17
次期理事候補名簿	17
会員異動	18
研究会情報	18
1998年度研究会予告	19

政治・歴史・思想—デモクラシーと私的利害—

有 賀 弘

千葉眞『現代プロテスタンティズムの政治思想』(新教出版社、1988年)

『アーレントと現代—自由の政治とその展望』(岩波書店、1996年)

『ラディカル・デモクラシーの地平—自由・差異・共通善』(新評論、1995年)

1

『会報』の編集者から求められたのは、千葉眞氏の著書三冊を一括して書評することである。前号の『会報』に掲載された三篇の書評論文は、いずれも同一のあるいは類似したテーマを取り扱った複数の著者による書物を対象としたものであったが、私に与えられたのは、現在もっとも活躍中であり、しかも自分にとってかなり親しい友人である、一人の研究者の全著書を対象にして書評するという仕事であり、これは考えてみればかなり気の重いものである。理由はいくつかあるが、単純に考えても、一つには、全著作を対象にする以上、批評はどうしても著者の内面にまで分け入らざるをえず、そのような行為はわが国の(学会をも含めた)「社交界」の習慣としては認められないものだからである。また一つには、批判を重ねれば重ねるほど、それは自分にはねかえらざるをえず、著者の取り扱う諸問題について、たとえ専門外であるとしても、私なりの考え方を提示せざるをえないからである。

しかし、いったん引き受けた以上は、責任は果たさなければならないであろう。そこで以下においては、近作の一つである『ラディカル・デモクラシーの地平』を、したがってまた著者の民主主義論を中心に批評を試みてみたい。『現代プロテスタンティズムの政治思想』はプリンストン神学大学に提出された博士論文を基礎にした書物であり、その意味では学術性・専門性が一番高く、扱われている対象も必ずしもわが国の読者に馴染みの深いものではないし、また刊行後すでに10年近くが経過していることもあって、以下においては、必要に応じて参照するに止めたい。『アーレントと現代』は、ハンナ・

アーレントの政治理論について検討することによって、政治および政治思想の「現代的課題に資する洞見や視点を引き出す」ことを試みたものであり、その意味では、著者の現代政治論にとって『ラディカル・デモクラシー』とともに車の両輪をなすものであろうが、「洞見や視点」は後者に鮮明に反映されている。アーレント解釈については若干の疑念がないではないが、その点については余裕があれば触れることにしたい。

2

『デモクラシー』を通読しての最初の率直な感想は、著者が何を対象として何を論じようとしているのかよく分からないということであった。「はしがき」には、本書は「自由主義……の限界を乗り越える仕方」でデモクラシーの深化を模索する試みである」と書かれているが、「原理としてのデモクラシー」を論じた序章のタイトルは「東欧市民革命の歴史的意味」であり、私にとって躓きの石の第一はここにあった。疑問はまず、東欧に「市民革命」などあったのかということである。著者がこの概念で示しているのは1989年の東欧諸国の激しい変革の動きであり、また1986年にフィリピンで起こったマルコス打倒の民衆運動であるが、それらが「市民」革命であるのは、市民の自発性を基盤とした「民衆の権力」が既存の支配権力と対峙し、「支配権力の失墜」をもたらしたからであると考えられているようである。

しかし、通例の用語法によれば、市民革命とはブルジョワ革命のことではなかろうか。そしてブルジョワ革命の主要目標の一つは私有財産権の確立であり、したがって革命はほぼ必然的に暴力的抗争を伴うものになったといえよう。これに対して、著

者が東欧の市民「革命」を称揚する理由の一つは、それが「ほぼ非暴力=無血革命として遂行された」ことにあるようであるが、その結果が「支配権力の失墜」にとどまるものであるとすれば、革命としては中途半端なものといわざるをえない。「(ラディカル・)デモクラシーは……不穏な体制転覆的な原理として働く」ことが強調される結果、東欧諸国における変革は体制崩壊の一点に矮小化されて、「デモクラシーの原理の歴史的開示」とまで説かれながら、旧ユーゴスラヴィアに代表されるような変革が抱えた諸問題は、革命後の「悪夢」という一言ですまされてしまうのである。だが、これらの諸問題は体制変革と一連の出来事として理解されるべきであろうし、東欧諸国にとって必要なのは、デモクラシーが体制転覆的ではなく体制構築的な原理として機能することであろう。

そして、体制構築が問題になるとき、東欧諸国という一般化は許されなくなる。なぜなら、デモクラシーを基礎にした体制構築のためには、私的利害の調整関係が問題にならざるをえず、その調整の場は個別の社会だからである。(著者は、「東欧諸国の『市民革命』は、一般市民が環境問題を自分たちが、主体的に解決を模索していく課題そのものと受けとめた」というが、このような一般化の是非は別として、環境問題も私的なレベルにおける利害と密接に関連しているからこそ政治の問題になるのであり、「一般市民」の自発性だけで解決できるものではないであろう。)変革の「歴史的」意味ではなく、変革の対象としての個別社会の「歴史」そのものが問われなければならないのである。例えば、いちばん大雑把なレベルで考えてみても、東欧諸国はおしなべて帝国主義的支配を受けてきたのは事実であるが、同じ帝国主義的支配といっても、オーストリア・ハンガリー帝国のそれとロシア帝国のそれとの間には大きな違いがあるであろう。旧ユーゴが崩壊したとき、まずセルビアとクロアチアの境界地帯で紛争が起こったのは、それが歴史的必然であったというつもりはないが、けっして偶発的なことでもなかった。また著者は、変革に際して教会の果たした役割を肯定的に重視するが、同じキリスト教といっても、ロシア正教とポーランドのカトリック、それにルター派を中心とした旧東独のプロテスタンティズムの間

には大きな差異があり、「教会」と一括することはほとんど不可能に近い。ましてや、フィリピンのカトリックは支配の道具として持ち込まれた側面を有するのである。

このようにいったからといって、一般化はすべて駄目だというつもりはないし、また、一般化を前提にして、「原理」あるいは理念としてのデモクラシーを構想する可能性を否定するつもりもない。ただ、眼前の政治的事象を正確に把握し、認識するためには、安易な一般化は避けて、「歴史的事実」を問い続けることが必要だと考えるだけである。しかも、歴史的事実は裸の事実とは異なる。E. H. カー流に言えば、それは歴史家と事実との間の絶えざる対話を通してはじめて明らかになるものである。したがって、政治思想の営みにとってまず必要とされるのは、政治的事実との間の絶えざる対話であり、その点で政治思想史と政治史はほとんど無限に接近せざるをえないであろう。千葉氏の『プロテスタンティズム』を読んだ違和感は、この論文のキ・コンセプトの一つである「超越」あるいは「超越性」という概念が、しばしばまさに超越的に用いられていることにあったが、いわば「民主化」途上国から「民主化」先進国までを一律に論じる本書においては、「はじめにラディカル・デモクラシーありき」の感を免れがたい。それは千葉氏が敬虔なクリスチャンであり、自発性を尊重する真摯なデモクラットだから当然だと理解するとすれば、そのような理解は同氏にとっても不本意なものではなかろうか。

3

ところで、ラディカル・デモクラシーとは何なのであろうか。「はしがき」で著者は、「今日、民主主義はマイナス・イメージでとらえられ、その反面、自由主義はプラス・イメージで認識されてきている」という。しかし、この一文は、民主主義と自由主義とを入れ換えても、あるいは入れ換えたほうが妥当する側面をもっているのではなかろうか。ということは、著者の民主主義観はかなり特殊なものであることを示しているといえよう。とりわけ、民主主義という言葉、デモクラシーと区別して、「実際の状況や制度などが問題とされている場合に」用

いているとすれば、東欧諸国をはじめとして、発展途上国のほとんどすべての国ぐににおいて、制度的民主化の課題が解決困難な問題として存在している事実を無視することはできないであろう。これとの対比で考えれば、民主主義の根幹をなすはずの自由の問題はほとんど無視されていると見るのが、より現実に近いと思われる。

ではなぜ、千葉氏にこのような視角が生れるのかといえ、それは、序章での問題関心にもかかわらず、彼のデモクラシー論が、先進的民主主義国を標的とする結果になっていることからきているといえよう。これらの国ぐに、とりわけアメリカにおいては、資本主義経済体制の結果として、制度化された民主主義によって生まれるのは巨大な支配権力であり、しかも「権力は腐敗する」から、「理念や原理」としてのデモクラシーは、「政治の倫理的曖昧さをどこまでも直視するのであり」、またそのことによって「名ばかりのデモクラシーに堕してしまう」危険性に対抗しようというわけである。だが、このような視角が導かれるのは、もっぱらトクヴィルのアメリカ・デモクラシー論を通してであり、トクヴィルは「民主主義について一定の目的論的な視座をもっていた」し、「原理」としてのデモクラシーに関心を示したのであり、こうしてラディカル・デモクラシーの「原理」的探求は、「いまだに実現されていないデモクラシーの可能性に照準を合わせていく」ことになるのである。要するに、千葉氏のラディカル・デモクラシー論とは、同氏の考える「デモクラシーの理念」を倫理規範として提示するものに他ならないといえよう。その結果、トクヴィルから引き出された「民主主義の指導」が重視され、「民主主義は……エートス、法制、手続き、制度、倫理、判断においてつねに規制と善導を受ける必要がある」とまで説かれるのである。

このようなトクヴィル解釈は、彼の分析の素晴らしさを無視するもののようと思われるが、その点ここでは問わない。問題は「理念」あるいは「原理」としてのデモクラシーとはいったいいかにして把握できるのかであり、また、たとえ把握できたとしても誰が「原理」としてのお墨付きを与えるのかである。そして、これらの点についての解答はまったく与えられていない。著者が示唆するのは、古代ギリシャ

やアメリカのタウンにおける直接民主制であるが、これが解答になりえないものであることはいうまでもないであろう。好意的に解釈すれば、著者のいわんとするところは、前述のように、いわゆる民主主義諸国の民主主義は不十分な発展しかとげていないので、あらゆる面でより徹底的な民主化がはからなければならないということのようであり、それはその通りであろう。しかし、それなら何故ラディカル・デモクラシーなどという概念が使われなければならないのか。

著者はラディカル・デモクラシーの説明として、「民衆の発意、生活、かれらの共同権力、かれらの自発的なネットワーキングこそ、デモクラシーの根の営みであり、根元であり、基礎そのものである」と述べている。この文脈では「生活」が何を意味するかは分からないが、その点を別にすれば一応は説得的である。しかし、ひるがえって考えてみれば、民衆は発意し、共同権力を担い、自発的にネットワークを作らなければ、デモクラシーの恩恵に浴することはできないのであろうか。通常、民衆の意識は、自覚しているか否かにかかわらず、各自の私的利益の追求に向けられており、その限りでは「政治」にはほとんど無関心であろう。とりわけ、社会全般の組織化が進行した先進的諸国においては、「政治」が行なえることは微調整にすぎなくなっているため、無関心の度合は一層進んでいるといえよう。その意味では、民衆に政治の世界での自発性を要求するのは酷であり、問題を発見し、その解決策を模索するのは、少なくとも平常時においては、知的エリートに課された課題なのではなかろうか。そして、ラディカル・デモクラシーの旗手として、千葉氏がしばしば援用するウォリンは、そのような営みのために孤軍奮闘しているように、私には思われるのである。

4

『アレントと現代』の副題は「自由の政治とその展望」であり、「自由の政治」という概念は千葉氏のアレント理解の中核をなしていると考えられるが、それについては、『デモクラシー』でも第三章「市民の自由の政治」として、一章を割いて論じられている。しかし、この概念を前にしても、私は戸惑いを

感じざるをえなかった。まず『アーレント』においては、この概念は、「その自由の政治は……世界形成の政治および抵抗の政治と呼ぶところの二類型によって構成されている」という形で、全く唐突に導入され、その後も概念規定を与えられないままに多用されている。これに対して、『デモクラシー』においては、「市民の自由の政治に関する概念規定は、たとえばアーレントの政治理論のなかに探ることができる」として、彼女の「政治の存在理由は自由であり、自由が経験される場は活動である」との文章が引用されるが、次にくるのは、「ここでの自由の政治の主体は『公的領域』を構成する平等な市民にほかならない」との断定であり、断定の根拠は示されていない。

もっとも著者は、それに引続く部分で概念規定をしているつもりかもしれない。以下、多少長くなるが引用を重ねてみよう。「市民の自由の政治は、第一に共通の公的世界の建設ないし形成の営みにおいて表される。その中心に横たわっているのは、異質な複数の他者と集団とが……共通の『公的空間』(レス・プブリカ)を言論と活動を通じて構成していく共同行為のヴィジョンである。」「第二にそれは……抑圧的諸勢力にたいする市民の不断の抵抗の営みのなかに顕現される。」「三番目に市民の自由の政治は、政治の脱主権的なあり方を模索するであろう。」これらの引用が、「市民の自由の政治」を明らかにしているとはどういえない。むしろ、混迷はますます深まるばかりだとさえいえよう。なぜなら、これらの引用には、公的空間、脱主権的といった説明を要する概念が、説明のないままに使われているからである。

本章には、このように理解困難な(言葉の)道具だてが、つぎつぎに登場してくるのであるが、分らない分らないと言い続けても事は始まらない。そこで、分らない部分は括弧に入れて、自分勝手な読み方をしてみると、本章で著者がいわんとしていることは意外に簡単なことのようにである。すなわち、大衆民主主義的な状況のもとにあつては、支配権力は抑圧的に機能することが多いので、自由は権利として積極的に守っていかなければならないし、そのためには自発的結社(著者は voluntary association を「自発的共同社会」と訳しているが、この訳語には疑問

がある)が果す役割は大きいということであり、また、社会的弱者、被差別者、少数民族などが共存共生できるような社会を造るために連帯の輪を広げようということであるように思われる。もし、このような理解でよいとするなら、そのこと自体に異論をとる者は誰もいないであろう。

だが、著者の論じ方を通して垣間見える考え方への疑問は、依然として残るといわざるをえない。それは、人間には常に政治に積極的に参加していくことが要求されているのかという疑問である。私にとって「自由の政治」という概念の意味内容は依然として不明であるが、少なくとも「自由」という言葉が使われているかぎり、その「政治」は個々人の自由を保証して行く方向のものでなければならないであろう。ところが、千葉氏の求めるのは「公的空間」の構成であり、「公的領域」の形成であり、「個別的な市民の公的空間が活性化され」ることである。「個別的な市民の公的空間」という表現は意味不明であるが、いずれにしろ求められているのは、個々人が「公的」なものに積極的に同調し、参加していくことであり、結果的には公的なものこそが価値とされているといえよう。しかし、そもそも公的領域を形成し、公的空間を構成するとは、いかなることなのであろうか。

もちろん、政治との関わりにおいて公的領域と呼べるものが存在することを否定するつもりはない。だがそれは、政治が私的利害を調整し、個々人や諸集団を政治社会に統合していくときに生まれるものであり、したがって公的領域のベクトルは、調整や統合のあり方によって決まっていくといえよう。千葉氏は「自発的共同社会」と公的領域との関係を強調するが、もし「自発的共同社会」が公的領域をもつとすれば、それはその「共同社会」に所与のものではなく、調整や統合の結果として生れたものと理解されるべきであらう。そして、このような調整や統合に求められるのは、それができる限り個々人の自由を尊重し、強権的な側面を必要最小限にとどめ、そして可能なかぎり平等を実現していくことであらう。であるとすれば、個々人や諸集団の私的利害が的確に表現されることが、成功のための条件になるのではなかろうか。

5

『デモクラシー』の書評のためには、どうしても欠かせないポイントが、あと二つあるように思われる。一つはリベラリズムとの関連の問題であり、もう一つは連邦主義の問題である。このうち前者については、井上達夫氏の「根源的民主主義は根源的か」と題された書評(『思想』1996年12月号)があり、私も

同氏の論旨に全面的に賛成なので、これに譲ることにしたい。また後者については、主権国家概念を越える構想としては魅力的ではあるが、今のところ実現可能性をまったく見通せないのではなかろうかというにとどめたい。いずれにしろ、今回の書評という作業は私にとっては、非常にきついものであった。ベクトルがまったく合わないというのが実感である。結果的には批判だけを羅列することになってしまったが、それは私の非力の証明であろう。

批判的知性の稜線

米 原 謙

飯田泰三『批判精神の航跡——近代日本精神史の一稜線』(筑摩書房、1997年)

加藤節『南原繁——近代日本と知識人』(岩波書店、1997年)

A・E・バーシェイ、宮本盛太郎監訳『南原繁と長谷川如是閑——国家と知識人・丸山真男の二人の師』(ミネルヴァ書房、1995年)

1

この書評の対象は、A・E・バーシェイ『南原繁と長谷川如是閑——国家と知識人・丸山真男の二人の師』(ミネルヴァ書房、1995年)、飯田泰三『批判精神の航跡——近代日本精神史の一稜線』(筑摩書房、1997年)、加藤節『南原繁——近代日本と知識人』(岩波書店、1997年)の三著である。この三著のなかで、書評を依頼された段階でわたしが読んでいたのは飯田『批判精神の航跡』だけだった。飯田の本は長谷川如是閑、吉野作造、和辻哲郎、福沢諭吉、丸山真男を対象にしており、これだけでもわたしの手に余ると思われた。わたしがいくらかまともに読んだことがあるのは福沢と丸山だけだからである。しかしニューズレター編集責任者の松本礼二氏には以前にも原稿を断ったことがあり、何となく負い目があった。ぐずぐずしているうちに、対象が重なる別の二著まで積み上げられてしまった。

課題とされた三著は対象に重なる点があるとはいえ、かなり性格の異なった書物である。飯田の本は論文集であり、バーシェイのは博士論文、加藤のは

一般読者向けの新書である。行論の都合上、まずバーシェイの本から入る。

2

バーシェイの書物の原題は『帝国日本の国家と知識人——危機の時代の公的人間』である。この原題に示されているように、この本のテーマは、大正から昭和戦前期に、日本知識人が社会活動においてどのような屈折を余儀なくされたかを分析することにある。バーシェイは知識人、とくにオピニオン・リーダーを「インサイダー」と「アウトサイダー」に分類する。「インサイダー」とは大組織に属しそこで高い地位を占める者で、「アウトサイダー」は自由業や社会的評価の低い組織に所属する者である。かれらはともに世論に訴えそれを導くことを自己の職務と意識していた。この点に着目して、バーシェイはかれらを「公的人間」と表現する。バーシェイが公的人間をインサイダーとアウトサイダーに分類する背景には、帝国日本に二種類の「公」が存在したという認識がある。帝国日本の「公論」の世界には国体という絶対的枠組みが存在したので、公的人間の活動は異

端者と「政府の太鼓もち」を両極とする比較的狭い空間に位置づけられる。ひとつの型の「公」は官僚に典型的に見られるもので、それは富国強兵の使命感として発現した。もうひとつはこのインサイダーの「公」に対立するもので、国家からも私的利益からも分離された「公」の領域を対置しようとした。インサイダーにせよアウトサイダーにせよ、ナショナリズムと西欧的な専門知識の面では、公的人間として共通点があった。しかしアウトサイダーは異端者の烙印を押される危険度が高く、また政府は、当然、インサイダーよりアウトサイダーに対して厳しい態度で臨んだ。他方、インサイダーの方は活動における危険度は少なかったが、当局の「要請」に答えねばならないので、アウトサイダーのように沈黙は許されなかった。このような社会的地位の違いは、「価値一元的なイデオロギー的状況」へのかれらの適応において、どのような相違を生み出したか。これが本書のテーマである

3

パーシェイはこの課題を解くために南原繁と長谷川如是閑を取り上げる。原題の『帝国日本の国家と知識人』の「知識人Intellectual」は単数だから集合的な意味だと理解される。そうだとすれば、南原はインサイダーの、如是閑はアウトサイダーの典型例と考えられているのだろう。しかしなぜこの二人が取り上げられるのか、特段の説明はなされていない。なぜ蠟山政道や矢部貞治ではなく南原がインサイダーとして取り上げられ、清沢淵や馬場恒悟ではなく如是閑がアウトサイダーとして取り上げられたのか。この疑問は、結局、著者の丸山真男への関心によってしか説明できないのだろう。その意味で宮本盛太郎監訳のタイトルが『南原繁と長谷川如是閑——国家と知識人・丸山真男の二人の師』とされたのは極めて適切である。パーシェイの丸山への親炙ぶりは全編に散見される引照によっても明らかである。とくに「結びにかえて」でかれはつぎのように書いている。「決定的瞬間に立った時、丸山は、南原に代表される「インサイダー」の公的性質と、如是閑に代表される「アウトサイダー」の公的性質の二つの流れを、自分の著作の中で結び合わせた」(326頁)。

これは単に丸山がこのふたりから影響を受けたと主張しているのではない。丸山が「純粋な」インサイダーではないこと、「体制の中にはいるが、体制の一部にはなっていない知識人」として、自らを位置づけていることを指している。パーシェイによれば、丸山の影響の大きさはこの位置のとりかたによっているという。しかし本書の問題意識の根幹をなすと思われる部分について、かれはこれ以上の説明はしていない。ここでもつぎのような素朴な疑問が生じるのはやむを得ないであろう。まず「帝国日本」とは根本的に異なった戦後日本の「公」的状況において、「公的人間」をインサイダーとアウトサイダーに類型化する視点が、相変らず有効なのか否かである。丸山を「純粋な」インサイダーではないと特徴づけると、著者は戦前と戦後の「公」的状況を同じ視点でとらえているのではないか。しかし「官尊民卑」も家族国家のイデオロギーも消え去った戦後社会で、インサイドとアウトサイドという意識が重要な意味をもっていたらどうか。さらに、たとえばパーシェイのように理解するとしても、それが南原と如是閑との関わりのなかで理解すべき問題なのか否かも問題となる。おそらく常識的理解に基づけば、戦後日本の知的状況のなかで丸山の位置を決定したのは、天皇制とマルクス主義への対抗というモチーフだっただろう。こうした常識を退けて、丸山を南原と如是閑に結びつけるにはさらに多くの説明が必要だと感じられる。

最も根源的な箇所で以上のような疑問が生じるとはいえ、南原と如是閑の思想的経歴に関するパーシェイの説明は見事というしかないだろう。南原についていえば、その政治哲学の根幹はキリスト教信仰とカント、フィヒテを中心とするドイツ哲学だといってよい。わたしはこうした問題に口をはさむ知識はないが、カントとフィヒテの微妙な組み合わせのうえに立ったその言論が、当時の思潮と交錯しつつもそれへの根源的批判になっていることをパーシェイは巧みに叙述している。南原の帝国大学教授としての地位には、かれの「公的、組織的、そして個人的アイデンティティ」が結合していた。かれはその立場から時代に批判的態度をとることが自己の職務だと意識していた。そのためには高度のレトリックが要求され、「いかなる環境で、何を喋ると

その地位——役割——が脅かされ、何を喋るとそうでないかを判定する「触覚」が必要とされた。南原の著作は「これらのことを十分計算して書かれている」とバーシェイは述べている(141頁)。「この計算と切迫感のバランス」が南原の戦中の著作を支えたパトスだった。

戦後の南原の営為はバーシェイの分析の対象になっていない。自身のインサイダーとしての社会活動を根源的に規定していた天皇制の分析は、戦後の南原の学問的対象とならなかった。「穏健左派エスタブリッシュメントの大黒柱」として南原の戦後の活動は、バーシェイの分析枠組みのなかではひどく間延びしたものになってしまうだろう。かれが一九四五年で叙述を終えたのは自然である。

4

加藤節『南原繁——近代日本と知識人』は南原の生涯に関するおそらく最初の評伝である。スタイルの違いを考えるとバーシェイと比較するのは無理だろうが、加藤の専門が西欧であることを考慮すると、南原の政治哲学の中身にもっと踏み込んだ解説をしてほしかったという読後感が残る。たとえば南原によるカントとフィヒテの解釈の問題である。バーシェイは南原のフィヒテ解釈には「こじつけ strained」のところがあて、南原自身がそのことを意識していたと述べている(125頁)。つまり南原が論敵と考えていたマルクス主義とナチズムを批判するための武器として、フィヒテが適切だったかどうか疑わしいというのである。加藤はこうした点に踏み込んでいないが、素人の印象ではどうやらカントに重きをおいて理解しているらしい。

加藤の本のひとつの特徴は戦後の南原の活動に比較的多くのページを割いたことである。戦後の南原の活動は、なにより「人間革命」や平和主義の理念と天皇制擁護によって特徴づけることができる。前者が丸山ら近代主義者の志向と重なる点であることはいうまでもない。これに対して、天皇制については南原を含む「オールドリベラリスト」とその後の世代との間にあきらかな溝があった。丸山は「純粋な」インサイダーではないとバーシェイが語ったのはこのことに関わる。南原の「民族共同体」の核に、南

原の擁護した「平和主義者」の天皇がいた。かれは天皇の戦争責任を否定し、東大総長として戦後最初の紀元節の儀式を率先して行った。背景には天皇が責任をとって自ら退位するという確信があったようだ。しかし南原の思惑とは異なって天皇は退位しなかった。南原の「理想主義」はこのとき色褪せたものとわたしは思う。結局、南原の天皇(制)擁護は多くの戦争責任ある者を免罪させる効果を生んだのではないか。加藤は本書の末尾で南原の「批判的理想主義」に強い共感を表明している一方で、その「民族共同体」の問題性に言及している。納得できるが、南原の「理想主義」の弱点について何も語っていないのは物足りない。滔々たる「現実主義」の流れに抗して「理想主義」を復権させねばならない、おそらく加藤にはこうした思いがあるだろう。しかし「理想主義」の復権のためには、何よりもまずその弱点を熟視する必要があると思う。

5

バーシェイのもうひとつの対象である如是閑に移ろう。バーシェイによれば、如是閑をアウトサイダーたらしめたものは、時間と環境のふたつの「ズレ」である。ひとつは如是閑の明治国家に対する姿勢だった。かれが親近感をもっていたのは、明治前期の国家すなわち初期の陸羯南によって代表されるナショナリズムだった。その意味で如是閑は同時代人から「ズレ」ていた。他方、如是閑は幼少年期を下町で、学生・公的生涯を山の手で過ごすことによって、江戸町人の世界観を再評価した。つまり「風刺に満ちた懐疑主義」を身につけた。このふたつの「ズレ」によって、如是閑は「目撃者、傍観者」としての態度を形成したという。近代日本において如是閑の思想的位置を決定したこのふたつの要因は、ある意味で対立している。それを社会科学の用語に翻訳すれば、ナショナリズムは国家と、「江戸町人の世界観」は社会と翻案することができよう。バーシェイの解釈によれば、如是閑のもっとも代表的な著作『現代国家批判』、『現代社会批判』は、この国家と社会の緊張を「一時的に解決した」ものだという(216頁)。

バーシェイが描いた如是閑の原イメージは、明ら

かに飯田泰三の見解にならったものである。『批判精神の航跡』に収められた論文はいずれも力作だが、わたしはなかでも如是閑論がもっとも味わい深かった。おそらく影響も最も大きいのではないだろうか。さてそこで飯田はつぎのように述べている。「如是閑の場合、はじめに絶望と断念があった。これは私にとって、目下のところ動かすことのできぬ仮定である。彼の精神史は、「大日本帝国」の隆昌に便乗するところからではなく、その裏面と暗部に眼をそそぎつつ、ある根源的な喪失感と格闘するところから開始された」(74頁)。飯田の如是閑論の多くのページはこのことを説くために割かれているが、われわれは先を急ごう。「絶望と断念」から出発した如是閑は、大正期に左翼ジャーナリズムの寵児になった。この「無為から積極的批判」への転換の契機になったのは第一次世界大戦後の社会状況だったというのが、飯田の説明である。もっとも飯田が着目しているのは、一般にいわれる第一次大戦後の世界的な民主化の動向などではない。戦争に触発された旧秩序解体のなかに、如是閑が「文明史的展望」をみたというのである。それは「生活事実」からする国家批判、階級文化批判として展開される。いうまでもなく如是閑の二「批判」に代表される仕事である。それは出発点にあった「明治ナショナリズム」を「内側から踏み破り、否定」したことを意味する。そこでは国家は「徹底的に消極的・否定的」に描かれ、アナキズムに近い世界像が提出されている。その点では如是閑の立場は吉野作造らの大正デモクラシーよりはるかにラディカルだった。

6

飯田のここまでの論理は順調である。しかし1933年以降の如是閑の動向はいったいどのように説明されるのだろうか。「非政治的」な日常的「生活」世界への回帰は、もともと「ノン・イズミスト」の如是閑にとって転向ではない。むしろ政治への参画や時流への便乗を拒否して「微小な「点」としての個人の日常生活世界」に立ち戻る姿勢は、時局に対する批判だった。したがってそれは「青年時代以来の如是閑の一貫した基本姿勢の再確認」だという(99頁)。ここでわたしが感じるひとつの疑問は「日常生活

世界」と羯南的ナショナリズムとの関係である。これらはおそらく表裏一体であり、ともに永遠に失われたものと考えてよい。如是閑が「回帰」したのは「日常生活世界」だけなのだろうか。かつて「批判」された「明治ナショナリズム」には「回帰」しなかったのだろうか。日本帝国の大陸「雄飛」に、かれは「明治ナショナリズム」の幻影を見ていなかったのだろうか。失われた世界に「回帰」するのは思想家としては単なる退行である。そこに立てこもることによって積極的なものを生むこともありうる。しかしもし現実を失われた世界と同一視するとすれば、まったく違った効果を生むだろう。

わたしがこの点にこだわるのは、転向論の文脈で如是閑を論じた山領健二の古典的論文に、依然として説得力を感じるからである。山領はその一節でつぎのように書いている。「批判者としての如是閑をとらえようとする、そこに協力の姿勢が浮び上り、協力者として規定しようとする、批判的姿勢の存在を否定しがたいのである」(『共同研究 転向』上)。いわゆる「日常生活世界」といい、国家批判で示されたアナーキスティックな世界といい、いずれもともに脆さをもった危うい世界なのであり、山領のこのような両義性をもったものなのではないだろうか。これはわたしの無知な想定である。ともあれ飯田は明らかに「協力者」の側面に甘いのではないか。おそらくバーシェイは、わたしと同じ点で飯田の如是閑論に不満を感じたのであろう。かれは如是閑が「転向したかどうか」ではなく「どの程度動員されたか」が問われねばならないと主張している(281頁)。そして「一九三八年以後、如是閑はアウトサイダーからインサイダーへと転換した」と結論する(291頁)。1938年とは如是閑が『日本的性格』を出版した時点を指しているのだろう。

7

この問題に別の方向から光をあてるために如是閑と吉野作造を比較してみよう。吉野は飯田の書物の第二のテーマである。かれはここで吉野が一九二〇年を境に「社会」の観念を獲得し、それによって明治的ナショナリズムから離れ、デモクラシーの新たな基礎づけを得たと説いている。全体の論旨は非常に

説得力があるが、いま問題にしたいのはその先である。飯田によれば、吉野によって「発見」された「社会」のイメージはクロボトキ的な「相互扶助」であり、これに対して「国家」や「政治」は「闘争」のイメージで捉えられた。これはこの当時の一般的傾向であり、その結果、アナキズムやサンディカリズムと結びついて「政治の否定」が支配的となり、「自己の内部に正当に「政治」を位置づけえないことによって政治にいわば復讐される」という事態を生んだ(211頁)。吉野がこうした動向に反発して、一方では左翼の「政治の否定」に、他方では貴族院や枢密院の保守派に対抗して、政治＝デモクラシーを擁護したことは異論の余地のないところだろう。如是閑はどうか。如是閑の国家批判が「政治の否定」の文脈のなかに位置づけられることは明らかである。現に飯田自身も先の一節に付された長い注で、如是閑において「立憲政治」や「議会政治」それ自体にたいするポジティブな位置づけが困難になっている」と指摘している(212頁)。わたしの想像だが、如是閑の「社会」の現イメージとは、かれが幼少年時に親しんだ下町の風景だったのではないのだろうか。つまりそれはかれが「回帰」した「日常生活世界」に帰結するものではないのだろうか。そしてこの「日常生活世界」が明治初期の「健康なナショナリズム」と繋がっていたのだとすれば、つまり「政治」の拒否と素朴で郷愁に満ちたナショナリズムが結びついたのが『日本の性格』だとすれば、「回帰」以後の如是閑の評価は違ってくるのではないだろうか。このように見ると、飯田の吉野作造論はかれ自身の如是閑論の再検討への視角を提供しているようにも読めるのである。

ところで飯田の吉野作造論に関連して、わたしは飯田が論じていない側面にも目を開かれた。前述したように、飯田の吉野論の中心は1920年頃に吉野が社会を「発見」したことの論証にある。同じ時期の吉野の思想の大きな転換として、中国・朝鮮論が想起される。二十一か条要求の交渉過程を分析した『日支交渉論』(1915年)でも明らかのように、初期の吉野は日本の権益を保護するという意味では対中国強硬論だった。しかし後にはこうした姿勢を修正して、政府の対中国朝鮮政策を批判するようになる。吉野の転換の背景として、両国からの留学生の影響

や第一次世界大戦後の世界の変化が指摘されるのが普通である。しかし飯田のいう「社会の発見」との関連もあるのではないだろうか。飯田の主張によれば、吉野は1920年に至って有機体的国家観や明治的ナショナリズムと訣別した。この観点を対外観に適用すれば、外交政策の転換も説明できるのではないだろうか。これは単なる思いつきである。飯田の見解を聞きたい。

8

最後に三つの著書がともに意識していた丸山真男について述べるべきだが、すでに紙数が尽きたので、一点だけ指摘する。飯田は戦中から戦後すぐの丸山の天皇観の大きな転換を指摘している。「軍部ファシズム対天皇を圍繞するいわゆる重臣リベリズムの対抗」という図式から「超国家主義」の「元凶」としての天皇制という認識への転換である(278頁)。いうまでもなく、ここにこそ「オールドリベリスト」たちと丸山ら戦後啓蒙との基本的断点が存在したのである。この書評の文脈では、それは南原と丸山の接点と断点の問題につながる。パーシェイの著書の背後にある問題意識も、基本的にこの点に関わっているように思える。ではこの接点と断点を南原の側から見たらどうなるのだろうか。また平和問題談話会の活動と南原の言動のあいだにどのような関係があったのだろうか。先にもふれたように、南原は戦後最初の紀元節を学内の「大勢」に反して挙行し、さらに4月29日の「天長節」にも式典を行った。こうした対応が、戦後啓蒙の基本的姿勢と著しい対照をなすことは明らかである。この点で南原と丸山のあいだに何の確執も応酬もなかったのだろうか。三つの著書の結論部分から、こうした疑問を発するのはわたしだけではあるまい。

福田氏の批判に答える

(前号掲載の福田有広会員の書評「革命と内乱のイングランド再訪」に対して、大澤麦、鈴木朝生両会員から反論が寄せられましたので、掲載します。)

「尺度」(measure)は主要な(major)論点か

本誌第4号にて、福田有広氏に拙著『自然権としてのプロパティ：イングランド革命における急進主義政治思想の展開』(成文堂)の書評を書いて戴いた。本書を学会関係の刊行物で書評として取り上げて下さったのは山田園子氏に次いで2人目であり(日本イギリス哲学会編『イギリス哲学研究』第19号、1996年)、著者自身そろそろ同書からの進展を模索し始めている時期に、かかる自己反省の機会を時宜よく作って下さった福田氏には心から感謝申し上げたい。

福田書評の批判は、本書の骨格を以下のようにみなした上で行われているようである。即ち、本書は、イングランドの「古来の国制」についての議論を叙述の展開における重要な指標に据えつつ、レヴェラーズの政治思想がJ・ロックに受容される過程を急進主義政治思想の歴史として描き出そうとしたものである。勿論、本書のこうした理解については、著者自身が序章で同様のことを述べているのだから(7-31頁)、それが誤りであろうはずもない。そして、福田氏によれば、著者の「古来の国制」についての議論は急進主義政治思想を評価する際の「尺度」たるに堪え得る緻密さを備えてはいないらしい。けれども、私見では、福田書評は著者が本書の骨組みとして設定したもう一つの重要な論点を看過している。誤りでないことは必ずしも十全であることを意味しない。以下、本書の原稿を書いていた5年前の自分に相談しながら、福田書評の提示する幾つかの問題点を手掛かりに、本書をもう一度反省してみることにしたい。

福田氏も指摘されるとおり、本書は、その議論の枠組みを専らR・アシュクラフトの研究に負っている。けれども、それはあくまで「枠組み」に限るのであって、その「枠組み」の中で活動する個々の思想家(実践家)の思想内容の分析手法にアシュクラフトが

大澤 麦

使われているわけではない(14頁)。両書を読み比べられた読者は、両書の切り口が対照的であるとさえ感じるであろう。そして、その「対照」を生み出すべく著者が本書の中に設定した急進主義政治思想の分析枠は宗教的寛容論の流れとその変容過程であり、これが「古来の国制」についての議論と共に、本書における「急進主義政治思想の歴史」を特徴づける重要な役割を担うのである。

目次を見れば容易に気づかれるとおり、本書は、ピューリタン革命期、王政復古期、名誉革命期という時代区分のそれぞれにおいて、寛容論が国家論に先行して現れるように構成されている。こうした構成は著者独自の設定というよりは、宗教上の論争が政治上の論争に先駆けて起こる「イングランド革命」史固有の性格に対応させたものであるが、それでも、そこに本書固有の意図を介在させていないわけでは決してない。即ち、本書は急進主義政治思想の国家論を、それに先行する寛容論が作り上げた思想的土壌の上に築かれた建造物とみなすものであり、だからこそ、時代の推移による環境の変化(寛容論の質的变化)が世俗国家の構成原理にいかなる影響を与えたかを探ることが大きな問題関心となるのである。このことは、終章「むすび」においても確認されているし(342-3頁)、何よりも、本書の急進主義政治思想が始動する起点として描いた前期スチュアート朝が「古来の国制」と共に「キリスト教共同体」として規定されている点と大きく関わっている(33頁以下)。体制への信従を魂の救済の絶対条件とする「キリスト教共同体」と、ピューリタニズムの思想的土壌の中で生まれた寛容論との対抗関係が、王政復古から名誉革命に至る道程において変容を受けながら、「急進主義政治思想の歴史」を背後から支えていく。そして、福田書評が力点を置く本書の「古来の国制」にまつわる議論は、あくまでこの「骨組み」

の上で展開される急進主義政治思想の「尺度」であることは、是非ここで確認されておく必要がある。というのも、本書の本文総頁数347頁の5割近くが寛容論に割かれているにもかかわらず、それに全く関心を示そうとしない所に福田書評の最大の特色があるからである。本書で論じられる寛容論は「急進主義者」たちの単なる信仰告白ではない。それは国家論と共に彼らの政治思想の不可欠の構成要素であり、勝れて政治的な論点なのである。

もとより、本書における上述の「骨組み」は、福田氏の表現を借用すれば、著者が「読み進める文書」から「独自に設定した視点」にして「自由な切り口」にほかならない。福田氏によれば、かかる議論の組立て方は「視角の確からしさ」を途上において検証する手段を欠くため視角それ自体が「不安定」になるとされるが、著者にはそれが必ずしも本書の欠点になるとは思われない。というのも、このような場合、視角の「不安定」化以上に懸念されるべきは自らの立てた視角の無自覚的な絶対視であろうが、本書はイングランド革命の急進主義政治思想全体を正しく評価できる単一の視角を打ち立てることを些かも意図してはおらず、むしろ逆に、特定の視角をもって眺めることで初めて顕在化する性質と問題点との抽出を最初から目指したものだからである(28-9頁)。本書は、元々それ以上のものでもなければそれ以下のものでもない。そして、これこそが「膨大な資料の洪水を泳ぎ切る」ために著者が「自覚的に」選び取った「方針」である。だとすれば、そこにおける有効な批判は、本書の用意した視角とそこから出てくる帰結との乖離ないし矛盾の指摘ということになるだろうが、福田書評がこうした角度から問題にした批判が本書におけるロック『統治二論』の国制変革論の扱いである。

福田書評は、本書が『統治二論』を「レヴェラーズの政治理論の難点」の「克服」という線で捉えたが故に生ぜしめた「難点」として、(1)国制の変革に対して慎重であったロックがウィッグ急進派のクーデタ計画に参加したこと、(2)レヴェラーズ以上に安定した自然状態を描いたロックが国制の変革に対しては彼らより消極的であったことなどが説明困難であると指摘している。

(1)は、ウィッグ急進派が体制への武力抵抗を視

野に入れつつも、モンマス公やオレンジ公の擁立が示すように、彼ら自身、常に「古来の国制」モデルを必要とする「計画」の実現を志していたという政治史的な文脈によっても一応説明できるであろう(335頁)。だが、そこに(2)の論点をも含めて考えるとき、先に述べた1640年代から80年代にかけての「環境の変化」が考慮されるべきである。一院制議会の共和政モデルを採るレヴェラーズの『人民協約』は、40年代の寛容論、即ち、「キリスト教共同体」の対抗理念であるピューリタニズムの「聖なる共同体」論の国家原理への転用である。よって、それは本来的にイングランドの伝統的国制とは接点を持たないばかりか、信仰の原理とは区別される世俗秩序固有の問題を突き詰めて問おうとするものではない。しかし、40～50年代の内乱状態を経た王政復古以後の寛容論は、信仰と秩序とを区別した上で、なおかつその両立可能性を模索する所に比重が移行するのであり、こうした空気の中でレヴェラーズの言語を継承したロックはその内実を秩序との連関で改鑄する必要があった。自然状態の安定化および「古来の国制」との接点の模索はこうした文脈で解釈されるべきであり、その意味で、安定した自然状態を描いたロックが「安んじて人民主権や抵抗権を主張」したとする福田氏の理解は原因と結果を逆立ちさせているのではなかろうか。要するに、本書のかかる部分が「難点」と映るのは『人民協約』と『統治二論』とが置かれた「環境」の相違を軽視して両者を横並びに比較するからであって、突き詰めれば、それは王政復古期における寛容論の質的転換を描いた第3章の本書全体における意味を、福田氏が見過ごしたことに帰因するのではなかろうか。

けれども、右の批判は福田書評が本書へ向けた最大の批判点への助走に過ぎない。そして、それは本稿冒頭でも示唆した、本書における「古来の国制」論の脆弱さの指摘である。福田氏によれば、本書のそれは「イングランド国制」、「古来の国制論」、「均衡国制論」の3つの当然考慮されるべき区別を曖昧にし混同している。確かに、著者は本書執筆時にかかる点に特に注意を傾けたわけではなく、その意味で、福田氏のこの批判からは多くを学ばせて戴いたことを率直に認めたい。だが、福田書評は更に論を進めて、かかる「その都度伸び縮みする」尺度による

急進主義政治思想の測定への懐疑を以て文章を結んでいる。しかし、「尺度」とはそれで測られる対象あつてのものではないだろうか。物によっては、千分の一ミリ単位を目盛りの付いた精密な計測器よりも、温度差によって伸縮する廉価なビニール製の巻き尺の方が便宜が良いこともある。勿論、本書が国制論・政体論を中心テーマとする研究書なら福田氏の言うような緻密な類型の導入は必須のことかも知れないが、本書は、元来、信仰の原理に端を発した理念が政治化される過程、そして、かかる理念と既存の世俗秩序との両立可能性の条件を探り、そうした枠組みの中で発見できる急進主義政治思想の特質を問題にしようとするものである。よって、ここでは信仰の論理と世俗の論理という対抗軸を測る大きな目盛りの「尺度」が当面必要なのであり、世俗国家の国制・政体それ自身を緻密に分析するための計測器は、少なくとも本書の意図を達成するには高級

過ぎるように思われる。

全体として、福田書評の文章は鋭く、また、その内容は頗る啓発的である。ただ、本書の寛容論に積極的に目を向けて戴けなかったのは著者としてやや遺憾の念が残った。勿論、福田氏の学問的関心から本書の「古来の国制」論に注意が向けられたことは頷けるし、また、作品の中のどの論点を問題にするかも批判者の裁量に任される問題である。しかし、福田氏が書評という形式の文章で語る以上、「尺度」よりもテキスト全体の「骨組み」に関わる問題への注視を求めることは著者として必ずしも不当なこととは言えない。とはいえ、福田書評の提示した国制論をも射程に入れた17世紀思想史が著者の今後の大きな課題の一つであることに変わりなく、拙い研究書を真剣に検討されながら、著者にそれを教えて下さった福田氏には最後にもう一度お礼を申し上げたい。

「総括と結論」は「本論」から切り離せるか

まず、この場を拝借して、拙著への書評を快くお引き受け下さった東京大学法学部の福田有広氏と政治思想学会とに対して厚く御礼を申し上げたい。紙幅の制約もあり、早速論点に移らせて頂く。

福田氏の批判は、拙著第三章における、英語版『リヴァイアサン』最終章「総括と結論」は、氏の言う「本論」、すなわちとりわけ第一四章以降から最終章以前までの議論から分離しうる、という点に集約することができよう。まず、氏は拙著第三章のテーマを「総括と結論」の読解としているが(p. 10)、本来本章は、第二章のホッブズにおける〈不服従〉のモメントの有無の問題を引き受けて、さらにホッブズにおける〈抵抗〉のモメントの有無の問題を論じるという構成上の位置づけを持っていた。その上で、「ホッブズの抵抗権問題」に從來欠落していた〈動機〉の視点からこれを捉え直すのが私の意図であった。したがって、「王党派の所領没収問題」をめぐる〈臣民の服従の自由〉とその正統性の主張は、あくまでこの問題を論じる際の、当時のイシューをめぐるホッブズの〈動機〉の一つにすぎない。それ故、『リヴァイアサン』が右の「問題」だけをめぐり、右の〈自由〉を

鈴木朝生

主張するためだけに書かれたと主張するつもりは毛頭ない。氏はこれを「重く見る」ことは「無理がある」(p. 10)とするが、私の意図からすれば、強調したいのは、それがホッブズの〈動機〉の一つでありながら、にもかかわらず、『リヴァイアサン』と『諸考察』という二つのテキストの文言に確実に表出したホッブズの主張であるという点である。

そもそも、氏は最終章以前を「本論」と呼んでいるが、それ自体『リヴァイアサン』の意図が最終章以外にあることを予定することにならないであろうか。もし仮にそうであるとするならば、『リヴァイアサン』の「本論」の意図とはいかなるものであろうか。というのは、ホッブズが、とりわけ『リヴァイアサン』第一四章において〈自然権〉の全面的放棄を言いながら、同時にその一部の保留を言い、第二章では本来言及する必要などない〈臣民の自由〉に言及し、第二章においては、〈強大なキウィタス〉の出現を言う一方で〈解体〉に至るコモンウェルスが登場させ、そして「総括と結論」では〈征服者〉のコモンウェルスへの服従の〈自由〉を主張さえしているからである。これらいかにも奇異な一連の主張を『リ

ヴァイアサン』から差し引いた残りの《原》理論に相当する部分は『法の原理』・『市民について』において既に示されていた。ホッブズはこれらの二著を『リヴァイアサン』出版の前年と同年とに出版しながら、その後を追うようにあえて『リヴァイアサン』を公刊したのである。ということは、前二著に示された理論によるだけでは、革命政府のデ・ファクトな権力を追認したと受けとられかねないと判断したためではなかったか(拙著p. 282. 注(18))。逆にこの権力牽制のために繰り出した理論こそ、まさに「抵抗権」と言われる「抵抗するな」という命令に服従しない自由を含めた諸(自由)であったと判断できる(同pp. 275-6)。

これに関連して、『リヴァイアサン』が「特定の人々」の問題を扱ったとする氏の指摘についてであるが(p. 11)、『リヴァイアサン』を特定の〈イシュー〉をめぐる一部の人々の弁護のために書かれたという〈時局的パンフレット〉に還元させることは私の本意ではない。たしかに、第二章におけるいくつかの〈臣民の自由〉も〈理論〉上は征服を含む「獲得のコモンウェルス」のみならず「設立のコモンウェルス」においても妥当するし、〈征服者への服従の自由〉も右の諸(自由)の内の一つにすぎない。しかし、ホッブズが「総括と結論」において〈臣民の自由〉の一つとして〈征服者への服従の自由〉を説き、かつその「総括と結論」において〈臣民の自由〉を列挙した第二章を指示し、さらにその第二章では〈自然権〉の留保を主張した第一四章を指示している以上、このホッブズ本人の言明は動かし難いと私は考える(拙著pp. 264 & 240 Leviathan, ed. C. B. Macpherson, pp. 719 & 298)。加えて『諸考察』におけるホッブズ自身の執筆動機に関する言明を無視するには、これを上回る証拠の発見と準備とが必要となるのではないか。私は、ここは著者本人の言を虚心坦懐に受け取りたい。

また、「総括と結論」とそれ以前との分離の根拠として氏は本章の〈執筆時期〉の問題を指摘し、これに至るまでは「ホッブズは、未だイングランドの征服を見届けていない」(p. 11)としている。その根拠はリチャード・タックの「推測」である。すなわち、大陸に亡命した王党派達はイングランド国王のコモンウェルスの〈征服〉を一六五〇年の「ダンバーの戦い」

に至るまで認めていなかったのだから、これを認めた「総括と結論」はそれ以降に書かれた、というものである。だが、氏が依拠するこのタックの「推測」には以下の弱点がある。まず、タックが「推測」の根拠とするのは、クラレンダンの『内乱史』である。しかし、氏も認めているように(p. 10)クラレンダンは亡命王党派の中でも、王政復古まで大陸に止まった「ダイ・ハード(徹底抗戦派)」の代表的政治家であって、ホッブズのイングランド帰還は彼との不仲がその原因であったとも言われている。したがって、彼を含む王党派が、止むを得ざる最後の瞬間まで国王のコモンウェルスが〈征服〉された事実を認めようとしなかったとしても何の不思議もない。その一方で、ホッブズを含め、国王のコモンウェルスに「見切り」をつけてイングランドに戻り、議会との間での「没収所領」の買い戻しの示談に望んだ人々は、内乱開始後かなり早い時期から相当数存在したことが確認されている。しかも、国王のコモンウェルスが〈征服〉されたという認識については、これを著者たるホッブズ本人が持つことが『リヴァイアサン』のテキストに反映されているとすれば、そのことが必要かつ重要なのであろう。私は、クラレンダンを初め亡命王宮が何時の時点で国王のコモンウェルスの〈征服〉の事実を認めたかは直接『リヴァイアサン』執筆とは関わりはないと思う。さらに、タックは「総括と結論」とそれ以前を截然と分断するが、ホッブズに限らず、およそあるテキストの著者が第一部・第一章から厳格に順を追って第二章、第三章…最終章へと書き進み、その完成までこの叙述態度を崩さず、叙述を間々に差し挟むことなどなかったという保証が一体どこにあるのだろうか。タックの「推測」は右のような天真爛漫な予断に基づいているのである。

さらに、氏は「議会が征服者だと認め、議会への服従を勧めるホッブズの記述は『総括と結論』に至って初めて現れる」とするが(p. 11)、ホッブズが主権者を「ある一人の人、または合議体」としていたのは既に第一七章に遡る。したがって、この時点で主権者は、それが〈設立〉による主権者であろうと〈征服〉によるそれであろうと、国王でもありまた議会でもありうるのである。これは、氏が『ビヒモス』に『リヴァイアサン』読解の証拠能力はない」(p. 12注(1

3))としている点とも関連する。ホッブズは、既に第一章で議会が主権者となりうる可能性について言明し、さらに第二十九章においては、コモンウェルスが〈解体〉に至る可能性についてもまた述べていたのである。したがって、『リヴァイアサン』段階で既に、以前のコモンウェルスが解体し、それに伴って〈征服〉を機として新たなコモンウェルスが現れる以上、主権者と臣民とがそれを認めるか否かに関わらず、主権は前者から後者へと《転移》せざるをえない、という主張はなされていた。他方で『ビヒモス』におけるホッブズの主権の「循環運動」の論点は右の主権の《転移》に置かれていたものであって、それが《循環》するか否かにあったのではない。ホッブズの言う主権の「循環運動」とは、右の〈転移〉の結果として、内乱期のイングランドが王政から始まり王政へと戻ったことによって初めて「環」が閉じた状態を指

してそう表現したにすぎない。この点で、それは〈政体循環〉を〈自然の法〉、歴史における永遠の法則、と見たポリュビオス、キケロ流の理論とは主張の力点を異にしているのである。

訂正

前号の書評の標題中、とりあげた書物の出版社について以下の誤記がありましたので訂正します。

三石書評(2ページ)宮村治雄『開国経験の思想史』
みすず書房 → 東京大学出版会

福田書評(7ページ)大澤 麦『自然権としてのプロパティ』成文社 → 成文堂

(なお、この誤記は執筆された三石、福田両会員によるものではなく、責任はあげて編集責任者にあります。両会員および関係各位にお詫びします。松本礼二)

CSPT 1997年度年次大会に参加して

中 野 勝 郎

1997年度のCSPT年次集会は、ニューヨークのコロンビア大学のハマシールド・ラウンジで4月4日から6日まで行われた。今回のテーマは、「民主化と正義」である。

筆者はたまたまこの時期コロンビア大学に居合わせ、たまたま主催者のひとりであるジーン・コーエン教授の講義に出席していたため、今年度の集会が開かれることを知り、参加したしだいである。会員以外の参加者は参加費が徴収されていたが、コロンビア大学関係者は会員でなくても無料で参加することが認められていた。ちなみに、今回の年次集会は、メロン財団からの財政援助があった旨、集会用の案内に記されていた。

参加者は100名を切るくらいではなかったかと思う。イスラエル、イタリア、ドイツからの報告者・討論者がおり、国際的な集会としての側面はあったものの、30余名の司会者、報告者および討論者のうち3分の2ほどは北東部および大西洋岸中部に位置する大学の研究者で占められており、地域

的な集会なのかなという印象をもった。

筆者がほかに参加したアメリカ政治学会やアメリカ史学会にくらべれば、政治思想研究集会は、規模の小ささもあってか、「集会」にふさわしくだけの雰囲気で行進し、笑いをまじえながらの活発な議論が展開された。ただし、日本の政治思想学会や、上記のふたつの学会よりかは、大学院生をはじめとする若い研究者の参加・報告・討論が少なかった。

7つのセッションのうち、5つにはコロンビア大学の研究者が報告者か討論者として名を連ねており(9名)、そこには、外交史家のジョン・ラギイや現代政治学のアイラ・カツネルソンなどの非会員の名前もみられた。集会の運営面だけではなく、部会の議論においても、主催校としての役割を果たしていたといえるであろう。裏方を指揮し、討論者としても席につき、さらにはフロアにあっても議論を導いていたコーエンの八面六臂の活躍は印象的であった。

今回は、政治理論をめぐる集会であり、政治思想

(史)を対象とするテーマはまったく取り上げられなかった。96年にサンフランシスコで行われたアメリカ政治学会の年次大会のプログラムをみると政治思想・政治理論の部会は少なく、それらの数少ない部会でも出席している研究者の数は多くはなかった。そのときは、政治思想・政治理論の研究者は政治思想研究会を主たる研究交流の場に行っているのだらうと思っていたが、政治思想研究会ですら、地域的にだけでなく、研究内容においても、分業化が進行しているのであろうか。

通常、学会の報告ペーパー(片面コピーである場合が多い)は販売されるが、行われた13本の報告のうち、12本については両面コピーによって報告ペーパーが参加者に無料で配布された(配布されなかった残りの1本は明らかに確信犯)。

さて、今回の集会で設定された7つのセッションのテーマは、それぞれ、「公的自律性と私的自律性／デモクラシーと権利」、「デモクラシーと立憲主義」、「デモクラシー、少数者の権利、公民権」、「デモクラシーと市民社会」、「デモクラシーと代表制」、「デモクラシー、地球化、国際機構の進化」、「デモクラシーと配分的正義」であった。

基本的には、報告者たちの問題の立て方は、わが国の政治思想・政治理論研究者と共有されているように思えたが、ブルース・アッカーマンとアンドルー・アラトが報告を行なった「デモクラシーと立憲主義」には独自性があらわれていた。かれらは、アメリカ立憲主義を、比較憲法(史)的観点から、アッカーマンの言葉でいえば「世界立憲主義(world constitutionalism)」との関連で捉えることを論じ、合衆国における憲法の安定の理由をアメリカ例外主義的な理解とは異なった地平で解明しようとする。両者はともに、戦後における憲法作成の試みの事例を考察する。その際、アラトが憲法の正統性という視点からデモクラシーと立憲主義とを関連づけようとしたのにたいし、アッカーマンは、憲法の作成・定着を司法審査権の発動のされ方との関係で捉えた。後者の視点は、司法審査権がほとんど行使されることのないわが国の立憲主義を考える上ではあまり有効ではないかもしれないが、反民主主義的な性質をもっている司法に支えられてもいる立憲主義とデモクラシーとの関係を問いただす作業は、まだ有意義でありうるのではないだろうか。

理 事 会 記 録

1997年度第1回(1997年5月24日、国際基督教大学)

田中代表理事より全般的な会務報告、松本理事より、会報第4号の発行について報告があった。

1996年度会計報告を承認。(別掲)

1997年度より、予算を作成することを決定、別掲予算案を決定した。

1998年度研究会(一橋大学)の企画について、塚田担当理事より報告。「政治家のエートスと構想」をテーマとし、他に「自由論題」のセッションを設け、その報告は会員に公募する提案があり、これを了承した。

1999年度研究会(京都大学)について、小野理事を企画責任者とすることを決定。

会員名簿の作成について、佐藤理事より報告、

10月末を目途に新名簿を作成することを確認。

新入会員の承認、退会者の確認。(別掲)

1997年度第2回(1997年5月25日、国際基督教大学)

新入会員の承認。

1997年度第3回(1997年10月4日、成蹊大学)

次期(1998年～2000年)理事及び監事候補リストの承認。(別掲)

来年度研究会の企画について塚田理事より報告と提案があり、これを承認。(日時等別掲)

1999年度研究会につき、小野理事より方針の説明。

場 所：京都大学

日 時：1999年5月29、30日

共通テーマ：20世紀と政治思想

新入会員の承認、退会者の確認。(別掲)

会員名簿の作成状況、『会報』5号の編集状況について、担当理事よりそれぞれ報告。

政治思想学会1996年度会計報告書*

収入	金額(円)	支出	金額(円)
前年度繰越金	858,293	研究会開催費	291,823
会費**	949,000	会報費	60,305
研究会参加費	8,000	事務局経費	118,302
利子	2,050	通信費	77,440
		繰越金***	1,269,473
計	1,817,343	計	1,817,343

* この報告は、1996年4月1日から1997年3月31日までの収支にかんするものであり、吉岡、星野両監事の監査を受けた後、1997年5月24日の理事会において承認され同日の総会において報告された。

** 会費とは今年度期間中に納入された会費の合計金額である。

*** 繰越金の内訳は、普通預金1,029,926円、払込口座252,400円、現金12,853円である。

政治思想学会1997年度予算*

収入	金額(円)	支出	金額(円)
前年度繰越金	1,269,473	研究会開催費	300,000
会費	850,000	会報費	200,000
研究会参加費	5,000	名簿発行費	300,000
利子	1,638	事務局経費	150,000
		通信費	200,000
		予備費	976,111
計	2,126,111	計	2,126,111

* この予算は、1997年4月1日から1998年3月31日までの収支にかんするものであり、1997年5月25日の理事会において承認され同日の総会において報告された。

次期理事会理事候補名簿

(来年度総会の議案となります)

理事候補

飯島昇蔵(早稲田)	飯田泰三(法政)	岩岡中正(熊本)
小笠原弘親(大阪市立)	小野紀明(京都)	加藤節(成蹊)
佐々木武(東京医科歯科)	佐々木毅(東京)	佐藤正志(早稲田)
鷲見誠一(慶応)	関口正司(九州)	添谷育志*(東北)
田中治男(成蹊)	千葉真(ICU)	塚田富治(一橋)
中谷猛(立命館)	平石直昭(東京)	松本礼二(早稲田)
宮村治雄(東京都立)	吉岡知哉*(立教)(前期監事)	米原謙*(大阪)
渡辺浩(東京)	和田守(大東文化)	

監事候補

藤原孝*(日本)	星野修(山形)
----------	---------

*は新任。

理事退任者

有賀弘・小山勉・半澤孝麿

会員異動(新入会員および退会者名のみ・順不同)

新入会員(住所・所属等については、名簿をご参照ください)

承認日1997/5/24

板井 広明 三石 善吉 西崎 文子 面 一也 荒木 勝 重田 園江

承認日1997/5/25

片岡 聖二郎 藤井 哲郎 渡辺 幹雄 前田 真理子

河村 厚 岡田 憲治 山田 秀樹 石田 雅樹 飯田 文雄 石崎 嘉彦

承認日1997/10/4

奥田 のぞみ 西永 亮 鳴子 博子

退会者

植手 通有 倉塚 平 高尾 正男

樋口 謹一 大橋 智之輔

研 究 会 情 報

(以下は研究会の活動記録の公表です。研究会は公開とは限りません。)

成蹊大学思想史研究会

連絡先：成蹊大学法学部亀嶋研究室内
〒180東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
TEL 0422-37-3623

1997年6月28日

テーマ：『オシアナのコモンウェルス』における「共和政体」論

報告者：鈴木朝生

7月19日

テーマ：グロティウス政治思想研究への予備考察～
ヴィトリアとの比較を通して

報告者：太田義器

東京大学政治理論研究会

連絡先：東京大学法学部研究室 佐々木毅
〒113 東京都文京区本郷7-3-1
TEL 03-3812-2111(内)3242

1997年5月31日(土)

テーマ：有権者レヴェルにおける政党再編

報告者：蒲島 郁夫

6月21日(土)

テーマ：資本とカリスマ

報告者：前田 康博

9月20日(土)

テーマ：新井白石における「史学」・「武家」・「礼楽」

報告者：中田 喜万

勉強会 Quo Vadis

連絡先：慶応義塾大学法学部研究室内 鷺見誠一
〒108 東京都港区三田2-15-45
TEL 03-3453-4511

1996年10月19日(土)

テーマ：合評会・鷺見誠一著『ヨーロッパ文化の原型』(南窓社)

報告者：大沢 麦・田上雅徳

12月21日(土)

テーマ：エマニュエル・レヴィナスにおける倫理と政治

報告者：冠木敦子

3月8日(土)

テーマ：合評会・千葉眞著『アーレントと現代』(岩波書店)

報告者：倉爪真一郎・施光垣

12月21日(土)

テーマ：形而上学の歴史と政治

報告者：鎗木政彦

6月28日(土)

テーマ：脳死の政治学——脳死の位置づけ、そして
臓器移植法をめぐる政治過程——

報告者：田村充代

早稲田大学政治思想研究会

連絡先：早稲田大学政治経済学部飯島昇蔵研究室内
〒169-50 東京都新宿区西早稲田1-6-1
TEL 03-5286-1281

1997年6月21日

テーマ：現代知識人論の位相——日・米・仏の比較
を通して——

報告者：松本礼二、北河賢三

6月28日

テーマ：合評会・高橋順一著『響きと思考のあいだ
——リヒャルト・ヴァーグナーと十九世紀
近代』(青弓社)

報告者：池上純一

7月12日

テーマ：レオ・シュトラウス政治哲学研究に向けて
報告者：石崎嘉彦

10月3日

テーマ：合評会・押村高著『モンテスキューの政治
理論——自由の歴史的位相——』(早稲田大
学出版部)

報告者：安武真隆

10月18日

テーマ：ルソーの政治的著作とジュネーヴ
報告者：Claude Reichler

1998年度政治思想学会研究会企画

期日：1998年5月30日－31日

場所：一橋大学

5月30日午後：「自由論題」

5月31日：「政治家のエートスと構想」
(午前)

報告：ペイコン(木村俊道)
コンスタン(堤林 剣)
新井白石(中田喜万)

(午後)

報告：アメリカ建国の父(中野勝郎)
毛沢東(近藤邦康)
維新の指導者(五十嵐暁郎)

1997年10月31日発行 発行人 田中 治男 編集人 松本礼二
政治思想学会事務局 郵便振替番号 0019-7-571218
169-50 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学大学院政治学研究科気付
電話 03-3208-8534 F A X 03-3208-8567